

改定日	R3.6.25	衛生マニュアル	文書番号	KPE
管理部署	衛生		ページ	30/43

従事者の衛生教育／衛生管理

従事者の衛生教育の目的

なぜ綺麗にする事が大切なのかを従事者全員に伝える。

従事者の衛生教育の内容

- ・衛生マニュアル、製造マニュアルに記載した内容について、テーマを決めて、目標を立て、改善を計る。リスク及び機会の取組み(KC6-1)、品質目標承認書(KC6-3)
- ・従事者への衛生教育は、年2回、東京顕微鏡院が、当社の衛生状態の調査を行ない、その時に直接指導を貰う。
- ・従事者への衛生教育を実施終了後、東京顕微鏡院から提出される“自主衛生検査報告書”を各自確認し、名前を記載する。
- ・その記録は、1年間保存する。

衛生管理の目的

従事者を原因とした食品の有害微生物汚染防止

衛生管理の項目

- ・従事者の衛生管理点検記録(KCPE-1)を使用し、毎日実施する。休日や祝日も、休み明けに記載する。(全社員・配送員)
- ・健康状態が×の方の対応内容は、各責任者が従事者衛生管理点検表(KCPE-1)に記載する。
- ・検便の実施方法については、衛生マニュアル ページ40を参照。
- ・従事者は、年1回 健康診断を受ける。内容は、会社で保管。

手洗い場

- ・手洗い場所には、必ず爪ブラシを設置。爪ブラシは、漂白剤で消毒してから、保管。衛生マニュアル ページ9を参照。
- ・栓を自動栓に改善。汚染防止。
- ・手洗い場・流し場の清掃記録は、KCPE-5・6にて行う。
- ・手洗用洗剤(セーフメイトSP)と消毒液(アデチール)が、入っているか、清掃時に確認し、補充する。2階の流し場も同様。



トイレ用



1階作業場



ハム室



2階作業場